

答 申 個 第 2 0 号

平成26年10月9日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 佐 伯 彰 洋

(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市個人情報保護条例第36条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成25年11月25日付け南福護第1057号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

保護経過記録票の記載内容についての個人情報非訂正決定についての異議申立てに対する決定（諮問個第25号）

1 審査会の結論

実施機関が行った、個人情報非訂正決定処分は妥当である。

2 異議申立ての経過

- (1) 異議申立人は、平成25年8月20日に、実施機関に対して、京都市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第25条第1項の規定により、異議申立人の母に係る京都市生活保護法等施行細則第3条第1項第4号に規定する保護経過記録票（以下「本件公文書」という。）のうち、平成22年3月1日付け15行ないし17行目にある医師の発言の記録の削除を求める訂正請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、本件請求に対し、個人情報の訂正を行わないとの個人情報非訂正決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成25年9月3日付けで、その旨及びその理由を次のとおり異議申立人に通知した。

本件請求に係る非訂正理由

訂正を求めている内容について、当該医師に確認したところ、記載内容に誤りはない旨の回答があったため。

- (3) 異議申立人は、平成25年11月1日付けに、本件処分を不服として、行政不服審査法第6条の規定により、本件処分の取消しを求める異議申立てを行った。

3 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 実施機関の主張

個人情報非訂正決定通知書、理由説明書及び審査会での職員の説明によると、実施機関の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

京都市生活保護法等施行細則第3条第1項第4号に規定される保護経過記録票は、福祉事務所長が、被保護者につき、書類を作成し、常に、その記載事項について整理しておかなければならない公文書である。各福祉事務所では、以下の目的を持って運用、作成している。

ア 保護経過記録票の主たる目的

(ア) 保護の適格性の根拠を明確にするための具体的事実を記録する。

(イ) 被保護者の自立助長への支援の経過と方針を記録する。

イ 保護経過記録票の付随した目的

(ア) 現業活動を復命する。

(イ) 記載内容に基づいて査察指導員から査察指導を受ける。

(ウ) 内外の関係機関との連携を明確にする。

なお、異議申立人は、本件公文書の写しを異議申立人の母が行った平成22年8月10日付けの個人情報開示請求において入手しているものと思われる。

(2) 実施機関の判断について

ア 異議申立人が削除を求めているのは、平成22年3月1日の特定病院の医師の発言の一部であり、平成24年10月5日に異議申立人の母が当該発言の別の部分の削除を求めて訂正請求を行い、実施機関の非訂正決定に対し、異議申立てを行った際、実施機関は当該医師に対して、平成24年10月23日付けにて、本件公文書を提示し、記録内容について確認を求めたところ、当該医師から次のような見解を示された。

異議申立人が、執拗に特定の治療方法を求めてきたため、平成22年3月1日付け記録の21行目から23行目の記録内容の発言をしたことは、不適切なものであったと言えるが、発言内容については、事実である。

イ 当時、当該医師からの意見聴取を行った経緯は、次のとおりである。

異議申立人の母は、前医療機関に対しカルテの開示請求を行い、そのコピー代について医療扶助の対象とするよう、生活保護費の支給申請を行った。

通常、医療機関の変更に伴う医療情報の提供については、患者から前医療機関からの紹介状の提出を得て、必要な情報は、双方の医療機関間で行われるものであり、患者に対しカルテのコピーの提出を求めることはない。

そこで、念のため実施機関から、当該医師に対して、異議申立人の母に対し、前医療機関のカルテのコピーの提出を求めたかどうかを問い合わせたものである。

ウ 当該医師の発言内容について、保護経過記録票の3行ないし7行の記載内容は、結論をまず述べ、8行目以下に当該医師が結論に対する説明を加えているものである。

エ 異議申立人の母はカルテの開示請求に係る費用の申請に対する平成21年12月1日付け却下処分に関して京都府知事に審査請求を提起しており、「審査請求理由2(9)」において、「特定の治療方法の再開を検討する前提条件として、特定病院内科の当該医師から今までの詳細な診療情報（カルテ）の提出を求められた。」と述べており、特定病院において治療することを検討していたことは事実である。

オ 異議申立人が異議申立人の母に同伴して当該医師と面談したことは事実であり、その場で協議された内容については当事者しか知りえない。

カ 実施機関は、意見を聴取した当該医師の発言を要約し本件公文書に記載したものである。

請求における本件公文書の記載内容になんら誤りはなく、本件公文書は、上記4(1)で述べ

た実施機関の業務遂行の目的に基づき、組織として適正に作成したものである。

5 異議申立人の主張

個人情報訂正請求書及び異議申立書によると、異議申立人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 異議申立人が、削除の請求を行っている部分を述べた事実がない。
- (2) そもそも、治療行為は、異議申立人の母と医師の同意により行われるので、異議申立人が当該医師に対して、母の治療について同意をとることができない。
- (3) ケース記録に係る発言内容を裏付ける客観的な証拠がない。
- (4) 異議申立人の母は、特定病院による診察以前に別の病院（以下「A病院」という。）に対し特定の治療方法の検討を依頼しており、A病院から治療の検討をする条件として特定疾病を治療していることとされ、特定病院と同様の見解であった。
特定病院の診察を受けたときは、更に別の病院での特定疾病の治療を受けることが決まっており、その後A病院で特定の治療方法を開始したことからも、特定病院で特定の治療方法の確約を得る必要がない。つまり、実施機関がケース記録に係る発言内容を捏造して利用することにより、異議申立人に不利益が及んだり、異議申立人の権利利益を侵害するおそれがある。
- (5) 実施機関は、非訂正理由について、異議申立人が提出した証拠資料に対する審理をした形跡すらもなく、審理不尽、理由不備の違法が明確である。

6 審査会の判断

当審査会は、実施機関の主張及び異議申立人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 個人情報訂正請求について

条例第24条に規定されている個人情報訂正請求は、実施機関が保有する個人情報に事実についての誤りがあった場合、そのことによって本人に不利益が及んだり、本人の権利利益を侵害したりするおそれを防止するために保障されているものである。

この個人情報訂正請求制度の趣旨に基づき、以下、検討する。

(2) 本件処分について

ア 本件請求の対象となった個人情報は、異議申立人の母に係る保護経過記録票に記載され

た、実施機関の職員が医師から聞き取った発言の記録である。

イ 保護経過記録票は、万が一、当該医師が虚偽を述べていたとしても、当該医師の発言内容をそのまま記録しなければならない性質の文書である。

そして、実施機関は、改めて当該医師に確認したところ、記述に誤りはないとの回答を得ていることであるから、本件請求の対象となった個人情報削除すべき理由は見当たらない。

ウ なお、異議申立人は、当該記載により、異議申立人に不利益が及んだり、異議申立人の権利利益を侵害するおそれがあると主張するが、異議申立人は本件公文書に係る生活保護の受給者ではなく、当該記載により、異議申立人に不利益が及んだり、その権利利益が侵害されるおそれはない。

(3) なお、当審査会は、異議申立人が口頭意見陳述を希望したためその機会を3回設けたが、いずれも直前に異議申立人から口頭意見陳述期日変更の申立書が提出され、異議申立人は出席しなかった。当審査会は、本件異議申立てについては、異議申立人の口頭による意見の聴取を行わなくても結論に到達できるため、口頭意見陳述の必要性はないと判断した。

(4) 以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

平成25年11月25日 諮問（諮問個第25号）

12月16日 実施機関からの理由説明書の提出

平成26年 2月12日 実施機関の職員の理由説明（平成25年度第8回会議）

9月 8日 審議（平成26年度第4回会議）

10月 9日 審議（平成26年度第5回会議）

※ 異議申立人から意見書の提出はなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第1部会（部会長 佐伯 彰洋）